

幼稚園、保育所、認定こども園以外の 無償化措置の対象範囲等に関する 検討会資料



平成30年4月25日
志摩市

1 三重県志摩市の概要



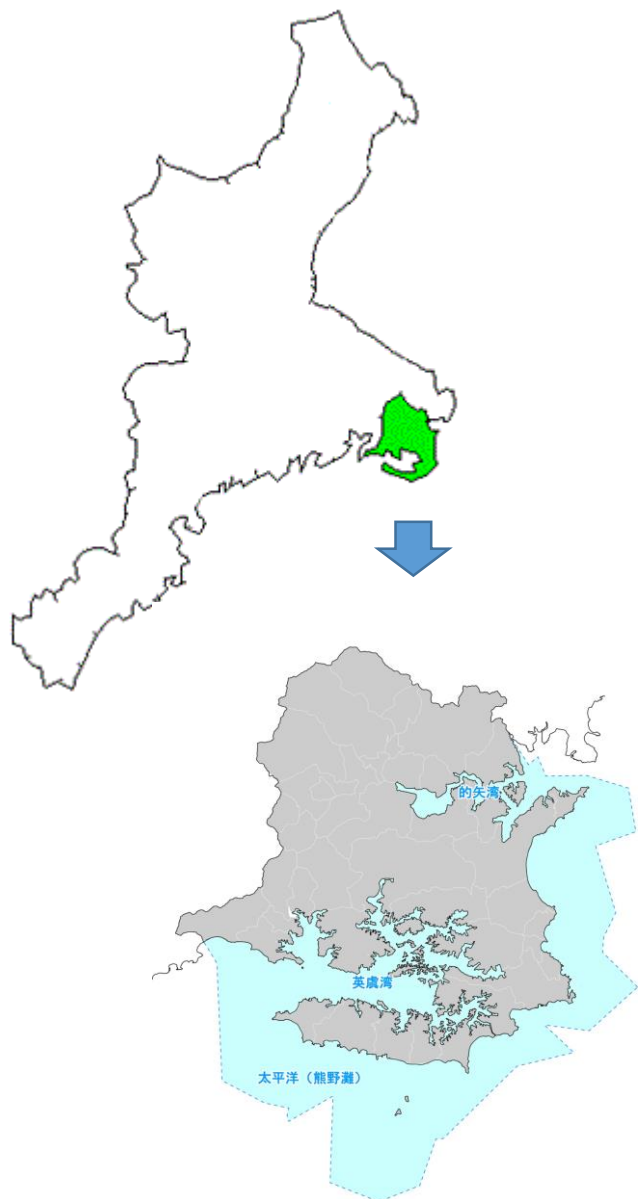
<地勢・人口>

志摩市は、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の旧5町が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。

三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市及び鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部及び東部は太平洋に面しています。

市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス海岸が特徴的で、湾内を始め、大小の島々も点在する自然豊かな地域です。平成28年5月には、志摩市のほぼ中心に位置する賢島において、伊勢志摩サミットが開催されました。

平成30年3月末の世帯数及び人口は22,846世帯、50,826人で、平成16年10月合併時の世帯数及び人口21,916世帯、61,796人から比較すると人口は10,970人減少していますが、世帯数は930世帯増加しており、核家族化が進んでいるものと推測されます。



2 教育施設・保育施設の状況



＜就学前の児童数＞

志摩市の児童数は年々減少しており、近年では、1学年あたり300人を切る状況となっています。

平成30年度の入所状況を見ると、定員に余裕がある中で、育児休暇の制度改正の影響か、2歳未満の保育所の入所希望がやや減少傾向となっています。

＜平成30年4月1日現在＞

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人口	224人	251人	258人	278人	291人	246人	1,548人
うち幼稚園	—	—	—	20人	186人	174人	380人
うち保育所	17人	118人	198人	243人	100人	70人	746人
未就園児	207人	133人	60人	15人	5人	2人	422人
未就園の率	92.4%	53.0%	23.3%	5.4%	1.7%	0.8%	27.3%

※未就園児は、認可保育所及び特定教育施設に入所(園)していない児童の人数です。この中には、認可外保育施設を利用している児童も含まれます。

2 教育施設・保育施設の状況



＜保育の必要性認定と利用調整＞

保育を必要とする事由	内容
(1) 就労	1か月に48時間以上労働することが常態である場合 (フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業など)など、基本的にすべての就労を含む)
(2) 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
(3) 疾病・障がい	病気、負傷、精神若しくは心身に障がいを有している場合
(4) 介護	同居の親族(長期間入院している親族を含む)を常時介護又は看護している場合
(5) 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
(6) 求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合
(7) 就学	就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)している場合
(8) その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合 (例: 育児休業中で在所(園)児の継続利用を希望する場合など)

定員を超えて入所申し込みがあった場合は、保育を必要とする事由や世帯の状況等を基に点数化し、入所の優先順位を決定します。

なお、平成30年度4月入所について、入所を希望する児童は、利用調整の結果、全員の施設利用が可能となっています。

2 教育施設・保育施設の状況



<近年の動向>

志摩市では多様化した保育ニーズに対応するため、平成19年度には幼稚園・保育所識見者や保護者等を委員とし「保育所・幼稚園等のあり方検討会」を発足させ、将来的な取り組みについて検討してきました。

<平成21年4月時点 施設数>

	浜島	大王	志摩	阿児	磯部
幼稚園	2	2	3	3	1
保育所	1	3	5	7	3



<平成30年4月時点 施設数>

	浜島	大王	志摩	阿児	磯部
幼稚園	1	1	2	2(1)	1
保育所	1	1	1	7(3)	3

その後、平成21年11月には「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、施設の統廃合や民間保育施設の参入を進めてきました。

その後もさらなる検討を進め、就学前児童の減少や地域や保護者の保育ニーズが変化する中で、平成23年5月に「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画(見直し)」として改訂を行いました。

現在、子ども・子育て支援新制度に基づき、新たに検討が必要な状況となっています。

※施設数には私立幼稚園・民間保育所を含みます(括弧書、内数)。

※休所・休園中の施設数を含みません。

2 教育施設・保育施設の状況



＜利用者負担軽減の取り組み＞

志摩市では、合併協議時の議論を踏まえ、幼稚園・保育所の保育料(利用者負担額)については、市民サービスの観点から、国基準と比較し低い水準に抑えています。

＜平成30年4月現在＞

1号認定

階層	国基準	市
1	0円	0円
2	3,000円	3,000円
3	10,100円	4,500円
4	20,500円	4,500円
5	25,700円	4,500円

2号認定

階層	国基準	市
1	0円	0円
2	6,000円	4,100円
3	16,500円	10,800円
4	27,000円	17,600円
5	41,500円	24,600円
6	58,000円	27,900円
7	77,000円	29,400円
8	101,000円	31,700円

3号認定

階層	国基準	市
1	0円	0円
2	9,000円	5,800円
3	19,500円	13,000円
4	30,000円	20,500円
5	44,500円	29,300円
6	61,000円	35,000円
7	80,000円	37,700円
8	104,000円	40,700円

※国基準と市の階層が完全一致しないため、一部、比較のために市の階層の記載を省略しています。

※2・3号とも標準時間です。

2 教育施設・保育施設の状況



＜公立幼稚園 預かり保育の利用状況＞

＜平成30年4月分＞

	3歳	4歳	5歳	計
園児数(A)	20人	151人	150人	321人
利用園児数(B)	—	104人	105人	209人
うち7:30～8:30	—	51人	43人	94人
うち14:00～16:00	—	64人	68人	132人
うち16:00～18:00	—	36人	27人	63人
うち18:00～19:00	—	0人	0人	0人
うち土曜日 (7:30～12:00)	—	0人	0人	0人
利用率(B)／(A)	—	68.9%	70.0%	65.1%

公立幼稚園では、教育標準時間(8:30～14:00)の前後、土曜日(午前中)、長期休業日(学年始、夏季、冬季、学年末休業日)について、預かり保育を実施しています。

幼保再編により、保育ニーズのある児童が幼稚園を多く利用することから、高い利用率となっています。

※3歳児については、預かり保育を実施していません。

※公立幼稚園6園のうち、4園で19時まで及び土曜日の預かりを実施(ただし、平成30年4月は申込者なし)。

※私立幼稚園(1園)はこの表に含まれません。

2 教育施設・保育施設の状況



＜公立幼稚園 預かり保育の料金＞

＜平成30年4月現在＞

利用の時間帯	月額料金	日額料金
7:30～8:30	1,500円	150円
14:00～16:00 (長期休業日は 8:30～16:00)	3,000円	300円
16:00～18:00	3,000円	300円
18:00～19:00	1,500円	150円
土曜日 (7:30～12:00)	3,000円	1,000円

例) 7:30から18:00までの預かり保育を申し込んだ場合、1,500円＋3,000円＋3,000円で、月額7,500円の預かり保育料を保護者から徴収します。

※幼稚園保育料(利用者負担額)の計算において第2子以降にカウントされる園児については、多子軽減の措置として、上記料金の半額になります。

※同一月内の日額利用が10回を超える場合は、月額料金を上限とします。

平成29年度の実績として、公立幼稚園の預かり保育利用者1人あたりの預かり保育料の年間平均は、約43,000円となっています。

2 教育施設・保育施設の状況



＜私立幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型)の状況＞

＜平成30年4月分＞

市内の私立幼稚園(1園)においては、教育標準時間(8:30～14:00)の前後、土曜日、長期休業日(学年始、夏季、冬季、学年末休業日)について、子ども・子育て支援交付金事業として、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しています。

公立と同様、高い利用率となっています。

平成29年度の実績として、私立幼稚園の一時預かり利用者1人あたりの利用料の年間平均は、約71,000円となっています。

	4歳	5歳	計
園児数(A)	35人	24人	59人
利用園児数(B)	27人	24人	51人
うち14:00～18:00	27人	24人	51人
うち土曜日 (8:30～14:00)	6人	1人	7人
うち土曜日 (14:00～18:00)	6人	1人	7人
利用率(B)／(A)	77.1%	100%	86.4%
利用の時間帯	月額料金	日額料金	
14:00～18:00	5,000円	500円	
土曜日(8:30～14:00)	5,000円	500円	
土曜日(14:00～18:00)	5,000円	500円	

3 認可外保育施設の状況



<市内認可外保育施設の状況>

<平成30年4月25日現在>

施設種別	設置年月	設置者	利用者数		通常開所時間
事業所内施設(A)	平成10年9月 ※届出対象外	会社	月極 一時	1人 4人	平日・日・祝日 8:30～15:30
事業所内施設(B)	平成23年5月 ※届出対象外	介護施設	月極 一時	3人 4人	平日・土・日・祝日 8:00～19:00
事業所内施設(C)	平成25年3月 ※届出対象外	病院	月極 一時	8人 5人	平日・土・祝日 8:00～19:00
一般型施設(D)	平成28年6月 ※届出対象	会社	月極 一時	2人 0人	平日・土・日・祝日 8:00～18:00

※利用者数は平成30年4月2日(月)の人数です。

※利用者数のうち、「一時」は月極以外の利用者をいいます。

※通常開所時間に時間外開所時間は含みません。

上記の他、企業主導型保育事業として、平成30年度中に1施設(設置者:介護施設)が開園を予定しています。

3 認可外保育施設の状況



<認可外保育施設の利用者数内訳>

<平成30年4月2日現在>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
事業所内施設(A)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	1 (1)	5 (4)
事業所内施設(B)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	7 (4)
事業所内施設(C)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (1)	2 (2)	2 (2)	13 (5)
一般型施設(D)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)

(単位:人)

※()は一時(月極以外)の利用者数です。

<保護者が認可外保育施設を利用する理由> ※保護者の利用理由を市が施設に聞き取り

- ・低年齢児は事業所内保育施設へ預けたほうが働きやすい。
- ・低年齢児は料金が安い。
- ・勤務時間と希望する教育・保育施設の開所(園)の時間が合わない為、利用しにくい。
- ・土・日曜日の認可保育所の開所日以外の預かりを利用。
- ・希望する保育所への入所が決定するまでの利用。

3 認可外保育施設の状況



<指導・監督の状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前回調査結果
事業所内施設(A)		○			ほぼA評価
事業所内施設(B)	○			○	ほぼA評価
事業所内施設(C)			○		ほぼA評価
一般型施設(D)			○	○	ほぼA評価

児童福祉法59条の規定に基づく県の指導監督について、市担当者も調査員として毎年随行し、現地確認について調査を受け持っています。

現在のところ、4施設とも指導監査基準を満たしているとして、ほぼA評価の結果です。また、指摘のあった部分については、改善し県へ改善報告書を提出しています。



◇認可外保育施設について

- 無償化の対象となる児童の把握が困難である。
- 助成方法によっては地方自治体の事務的な負担が増加する。認可外保育施設にとっても事務的負担が増加する。
- 認可外保育施設の運営方法は多様である。料金設定も各施設で様々で、助成金の算定が困難である。



地方自治体の財政負担が新たに生じないように制度の組み立てをお願いしたい。また、無償化に向けての自治体の準備期間（例規整備、議会对応、施設や保護者への周知など）を考慮し早目の決定、周知をお願いしたい。



◇幼稚園預かり保育について

○保育所の受け皿のない地域においては、幼稚園の預かり保育により、その保育ニーズを補完している。

○幼稚園の預かり保育を含めない形で幼児教育無償化が実施されると、保育が必要な保護者にとって、同じ時間だけ施設を利用しても、保育所であれば負担はないが、幼稚園であれば無償化の範囲外となる教育標準時間前後等の預かり保育料を負担しなければならない事態が生じてくる。

○自分の住む地域にある施設が保育所であるか幼稚園であるかという違いにより、保護者間での負担の差が生じ、不公平が生じてしまう。



幼児教育無償化の実施にあたっては、少なくとも、当面の間は、幼稚園預かり保育に関しても無償化の対象としていただくこととともに、必要な財政措置をお願いしたい。